

秩父市優秀建設工事施工者表彰実施基準

秩父市優秀建設工事施工者表彰要綱（以下「要綱」という。）第10条に基づく表彰の実施については、この基準に定めるところによる。

（表彰の種類）

- 1 要綱第2条に基づく表彰の種類は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 優秀賞 総合評定点が85点以上の建設工事施工者
 - (2) 奨励賞 優秀賞の受賞者を除き、他の模範として市長が認めたもの

（表彰の対象者）

- 2 表彰の対象者は、表彰実施年度の前年度に完成した工事について、請負金額500万円以上で秩父市建設工事成績評定要領による工事成績評定点（以下「評定点」という）が85点以上であるとともに、当該年度の全評定点の平均点が75点以上となる建設業者であること。

優秀賞は、総合評定点の算出に当たり、当該年度に完成した評定件数は対象工事を含め2件以上とする。この場合において、対象工事が1件の場合は、その前年度に完成した全工事の評定点を含めるものとする。

奨励賞は、要綱第4条第2号に基づき、他の模範となる施工を行った建設業者であること。

共同企業体については1業者とみなし、単体企業と同様の扱いとし、表彰は、全ての構成員を表彰するものとする。この場合において、構成員に要綱第4条第1号に該当しない建設業者が含まれている共同企業体は、除く。

共同企業体の構成員に、単体企業として表彰の対象工事がある場合は、どちらか1件とし、単体企業の対象工事を表彰候補として選定した場合は、共同企業体の対象工事を表彰から除く。

（候補者の推薦）

- 3 表彰の候補者を推薦しようとする発注課所長は、原則として1建設業者1件を対象とし審査委員会委員長（以下「委員長」という。）へ「秩父市優秀建設工事施工者表彰推薦調書」（様式第1号）を提出する。

（委員会審査）

- 4 委員会における審査は、次の事項によるものとする。
 - (1) 委員会は表彰候補者の選定に関する指標として、別表の基準に基づき評定を行う。
 - (2) 委員会は、推薦調書、評定点及び総合評定点を用いて選考を行い、「優秀賞」表彰候補者を選定する。
 - (3) 委員会は、推薦調書及び評定点を用いて選考を行い、「奨励賞」表彰候補者を選

定する。

(4) その他、選定に必要な事項を審議することができる。

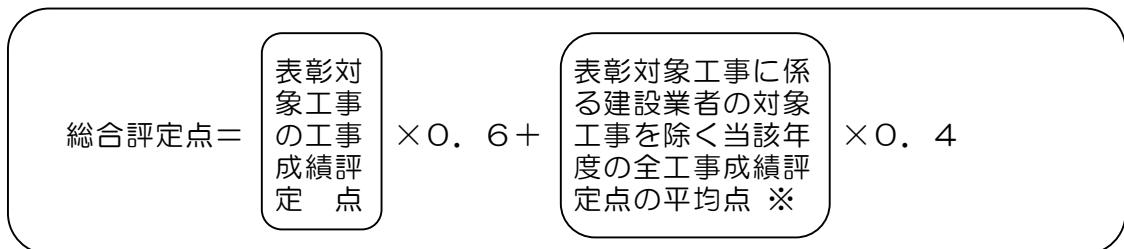
(審査結果の報告)

5 委員長は、委員会の審査結果を市長に報告する。

(被表彰者の公表)

6 要綱第3条により表彰するときは、被表彰者名簿を関係課所長に送付するとともに、秩父市ホームページに発表する。

別表 総合評定点の算出方法



例1 対象工事の評定点89点で対象工事を除く当該年度の全工事の評定点の平均が83点の場合

$$89\text{点} \times 0.6 = 53.4\text{点}$$

$$83\text{点} \times 0.4 = 33.2\text{点}$$

$$53.4\text{点} + 33.2\text{点} = 86.6\text{点}$$

$$\text{総合評定点} = 86.6\text{点}$$

※ 対象工事を除く当該年度に完成した工事がない場合は、当該年度の前年度に完成了全評定件数（1件の場合は1件、5件の場合は5件）の平均点を算出する。